

太田市救急医療施設連絡協議会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 本市の医療体制の充実に向けて、救急医療の現状と諸課題について協議・検討を行うことを目的として、太田市救急医療施設連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、第1条に規定する目的達成のため次のことを行なう。

- (1) 救急医療の現状と課題に関すること。
- (2) その他救急医療に関連すること。

(組織)

第3条 協議会は、医療機関並びに救急病院の代表者及び関連行政機関の関係者により構成する。

- 2 協議会に、会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。
- 3 協議会に、顧問をおくことができる。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の座長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。なお、会長不在の場合は、会長が予め指名した副会長が座長職務を代理する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、参加させることができる。
- 3 協議会は、代理の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、太田市役所健康医療部健康づくり課内に置く。

- 2 事務局長は、太田市役所健康医療部健康づくり課長相当職にある者をもって充てる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月26日から施行する。